

## 持分なし医療法人へ移行する医療施設等にかかる 優遇融資のお知らせ

医療施設等を経営する医療法人が持分なし医療法人へ移行する際に必要な資金について、**貸付限度額や償還期間を優遇**した融資を実施しています。

### 《対象となる法人》

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院を経営する医療法人であって、持分なし医療法人への移行計画について事前に厚生労働省から認定を受けたもの

融資条件	【優遇適用後の条件】	【通常条件】
利率	<b>基準利率▲0.5%</b> <small>※1</small>	基準利率
貸付限度額	<b>2.5億円</b>	病院・老健・介護医療院：1億円 診療所：4,000万円
償還期間	<b>10年以内</b>	7年以内
据置期間	1年以内	1年以内
融資率	100%	80%

※1 利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。  
医療貸付利率表（PDF）の「持分なし医療法人への移行に係る優遇」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

※2 優遇融資の取扱期限は、令和9年3月31日までとなります。

▼利率表はこちら



- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。  
また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

①東京本部 福祉医療貸付部医療審査課融資相談係  
TEL (03) 3438-9937  
FAX (03) 3438-0583

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

②大阪支店 医療審査課融資相談係  
TEL (06) 6252-0219  
FAX (06) 6252-0240